



村民憲章

1. 私たちは 歴史と伝統を大切にしましょう
1. 私たちは 美しい自然を守りましょう
1. 私たちは 郷土の文化を高めましょう
1. 私たちは 豊かな人情を育てましょう
1. 私たちは 仕事に誇りを持って働きましょう

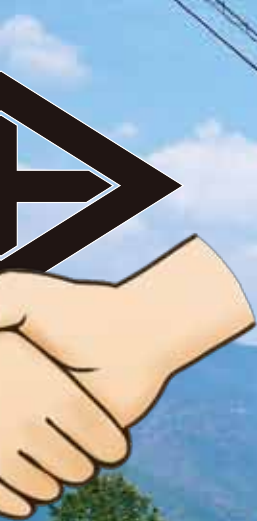
村報とつかわ 第671号 2017年 葉月

8

十津川

「心身再生の郷」

交流保育で
ヨーヨーすくいを
楽しむ子どもたち
(場所:体育文化センター)



奈良県 十津川村

受け継がれる新十津川町と

十津川村との固い絆

（明治22年の大水害から128年）



明治22年8月、十津川村6か村は記録的な豪雨により、死者168人、流出や全壊した家屋が425戸に及ぶ甚大な被害を受けました。

この大水害により、家屋や田畑、山林に被害を受け、生活基盤を失った被災者の多くは十津川村での暮らしを諦め、北海道に移住する苦渋の決断を強いられました。

北海道への移住にあたり、当時十津川村6か村の村長や村議会議員は、移住代表者と会議を開き、次のことを確認し、誓い合いました。

北海道に移住して新しい村を造っても、十津川郷とは幾世代に亘って、その因縁を保ち、由緒を相続する。

先祖代々伝わる十津川郷の宝物、錦の御旗、詔（みことり）、由緒書き、等は将来に亘ってお互いの共有物とし十津川郷で保管する。

※「十津川郷中北海道移住二村共有物処理法」より抜粋現代語訳

北海道への移住者は、明治22年に3班に分かれて出発し、翌23年にも前年にけがなどで同行できなかった人などが十津川村を出発しました。

子どもや老人を含む集団での移動や北海道の極寒の中での生活は、明治22年11月から翌年7月までに96人が亡くなっていることから、想像を絶する過酷なものでありました。

そのような中、石狩川対岸の徳富で開拓に着手し、移住の際に誓った7か条の掟を守り、たび重なる困難を乗り越え、明治23年「新十津川村」が開村されました。



中南議長が開村記念碑へ献花

北海道 新十津川町



新十津川町の熊田町長による式辞

「新十津川村」の開村から127年を記念する式典が、6月20日に新十津川町で行われ、奈良県から荒井知事や川口県議会議長など、十津川村から更谷村長や中南村議会議長などがお祝いにかけつけました。

式典前に奈良県と十津川村の出席者が開村記念碑に献花を行い、先人の努力に敬意を表しました。

式典では、当時の北海道知事から奈良県知事にあてた書簡を北海道の辻副知事が、北海道に移住する移住者への激励の言葉が記された告諭を奈良県の荒井知事が朗読されました。

熊田町長の式辞では「気持ちを引き締め、新十津川町の発展に努めたい」との言葉が述べられ、会場全体が厳かな空気に包まれました。



更谷村長による祝辞

荒井知事は、「両町村の絆を感じ、新十津川町の産物のPRに取り組みたい」とのあいさつが述べられ、更谷村長からは「先人に感謝し、両町村の絆をより深めていきたい」とのお祝いの言葉が述べられ、両町村の絆の強さを再確認しました。

明治22年に誓い合った両町村の絆は、今でも固く結ばれており、新十津川町のみなさんは十津川村を「母村」と呼び、両町村の役場職員の交流や小中学校の生徒の交流、剣道などのスポーツ交流が続いています。

明治22年の大水害からの歴史的な経緯をあらためて振り返り、これからもより一層両町村の固い絆を深めてまいります。

台風の接近や大雨に備えて



7月5日、梅雨前線に湿った空気が流れ込んだ影響で、九州北部では、記録的な大雨となり、大きな被害にあわれたことはみなさんもご存知のことでしょう。

今回の九州北部で起きた大雨は「線状降水帯」と呼ばれる積乱雲の帯が同じところに居座り続けたため、記録的な大雨になったとみられています。

気象庁によると、今回の「線状降水帯」は、

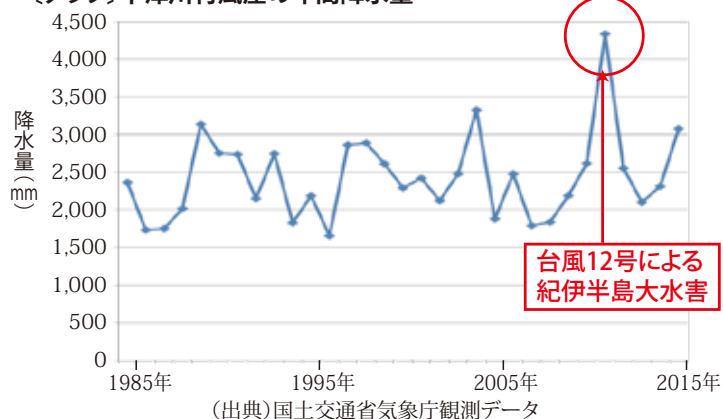
①九州の北側にあった梅雨前線に向かって、東シナ海側から暖かく湿った空気が流れ込んだ

②福岡県と佐賀県の境にある脊振山地の南北からきた湿った空気が東端付近でぶつかり上昇し、上空の寒気により積乱雲がしやすい条件であった

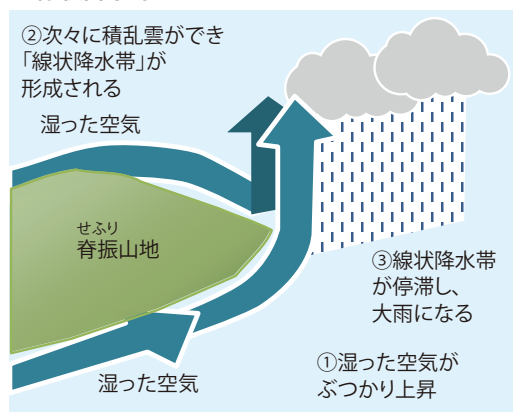
2つの条件が重なり、湿った空気が同じ場所でぶつかり続け、次々に積乱雲ができて、大雨につながったとみられています。

このような局地的な大雨は、近年増加していますが、年間降水量は、下のグラフからも分かるように大きな変化がありません。

〔グラフ〕十津川村風屋の年間降水量



○線状降水帯のしくみ



非常時の持ち出し品

非常時に持ち出す物をあらかじめリュックサックに詰めておき、いつでもすぐに持ち出せるようにしておきましょう。飲料水・食料品・生活必需品などは家族の人数分用意しましょう。

- 飲料水
- 食料品(カップめん、缶詰、ビスケット、チョコレートなど)
- 貴重品(預金通帳、印鑑、現金、保険証など)
- 救急用品(ばんそうこう、包帯、消毒液、常備薬など)
- ヘルメットや防災ずきん
- マスク
- 軍手
- 懐中電灯
- 衣類
- 下着
- 毛布、タオル
- 携帯ラジオ、電池
- 携帯電話の充電器
- 使い捨てカイロ
- ウェットティッシュ
- 洗面用具

※**飲料水や非常食は3日分**を目安とし、大規模災害時には1週間分の備蓄が望ましいとされています。



防災行政無線は再確認ができます

各家庭に設置している防災行政無線は、放送した内容を再確認することができます。

●再確認の方法

①あらかじめ個別受信機本体の右上にある録音ボタンを押しておく。

②放送が流れたあと、再度確認したい場合は、録音ボタンの下にある再生ボタンを押す。(ただし、再生は3分以内に限ります)

③再生後は、放送が自然に切れます。



※上記以外に電話で次の番号にかけると直前の放送内容を聞くことができます。(ただし、通話料金が課金されます)

☎0746 (63) 0700 または 0746 (63) 0701

聞き取れなかったり、再度放送内容を確認したいときにご利用ください。

お問い合わせ 総務課 ☎0746 (62) 0001

近年は局地的に大雨が降る「ゲリラ豪雨」が増え、台風のように前もって大雨の対策をすることが難しくなっています。急な大雨に対応するためには、日頃の備えが大切になってきます。

電気やガス、水道などのライフラインが止まった場合や緊急避難に備えて、普段から飲料水や保存食などの備蓄と非常時の持ち出し品を準備し

ておきましょう。

また、自分の身を守るためには、テレビやラジオ、インターネットなどの情報を収集してください。

あわせて、役場から放送される防災無線などにより、必要な情報を聞くことができるよう、防災無線の受信の確認や電池の補充などの準備をお願いします。

平成28年度 村の家計簿



平成28年度に、どのようなお金が
村に入り、どのようなことにお金が
使われたのか、村の家計簿(決算)を
見てみましょう。

歳入(平成28年度一般会計決算見込額)

財源区分	内 訳	歳入金額
自主財源 村が自主的に 収入できるお金	村 税	7億1,745万2千円
	分担金及び負担金	257万5千円
	使用料及び手数料	1億1,530万9千円
	財 産 収 入	1億2,227万4千円
	寄 附 金	194万円
	繰 入 金	6億608万8千円
	繰 越 金	2億2,986万1千円
依存財源 国や県などから 交付または割り 当てられるお金	諸 収 入	1億5,872万4千円
	地 方 譲 与 税	6,458万5千円
	地 方 交 付 税	27億5,459万3千円
	国 庫 支 出 金	10億4,270万7千円
	県 支 出 金	3億4,103万3千円
歳入合計	村 債	14億6,270万3千円
	そ の 他	8,044万8千円
歳入合計		77億29万2千円

村税の内訳	金額
村 民 税	1億6,440万9千円
固 定 資 産 税	5億2,076万4千円
軽自動車税	1,254万9千円
村たばこ税	1,656万4千円
入 湯 税	316万6千円

歳入と歳出の差額1億5,727万円は、平成29年度に繰り越しています。

平成28年度の主な事業

歳出(平成28年度一般会計決算見込額)

内 訳	歳出金額
議 会 費	6,648万9千円
総 務 費	9億9,970万9千円
民 生 費	8億5,549万3千円
衛 生 費	6億5,512万2千円
農林水産業費	5億5,601万8千円
商 工 費	2億4,976万1千円
土 木 費	9億6,579万2千円
消 防 費	2億8,673万1千円
教 育 費	21億1,476万5千円
災害復旧費	1億650万2千円
公 債 費	6億8,664万円
歳出合計	75億4,302万2千円

総 務	公 共 施 設 整 備 補 修 事 業	3,285万円
	平谷地区地域交流センター新築工事	6,758万円
	総合計画・地域活性化計画推進事業	1,076万円
	集落再生プロセスマネジメント事業	621万円
	情報システム強靱性向上事業	4,996万円
	十津川村元気づくり支援事業	235万円
民 生	防 犯 灯 設 置 事 業	582万円
	社 会 福 祉 協 議 会 補 助	2,280万円
	高森の郷施設整備補修工事	3,814万円
衛 生	生きがい活動支援通所事業	1,679万円
	南和広域医療組合負担金	9,984万円
	ごみ焼却施設整備補修工事	5,743万円
	中串土捨場等整備事業	5,330万円
農 林	共同飲料水供給施設整備補助	3,017万円
	私 有 林 管 理 事 業	1,061万円
	村 有 林 事 業	1億6,252万円
	林 道 開 設 改 良 工 事	1億9,067万円
	森 林 整 備 事 業	7,733万円
	伐 採 奨 励 事 業	4,393万円
商 工	林業機械リース助成事業	4,566万円
	路線バス活用誘客促進事業	3,789万円
土 木	療養温泉地PR事業	350万円
	村 道 整 備 事 業	6億5,436万円
	高森のいえ新築工事	2億8,118万円
消 防	急傾斜地崩壊対策事業負担金	2,280万円
	奈良県広域消防組合負担金	2億277万円
	奈良県防災行政無線再整備負担金	1,256万円
教 育	玉置山防災施設維持修繕工事	282万円
	十津川第二小学校建設事業	18億493万円
	十津川第一小学校整備補修工事	1,795万円
災害復旧	農林水産施設災害復旧事業	5,004万円
	公共土木施設災害復旧事業	5,646万円

用語の解説

〔歳入〕

▼地方交付税：地方交付税は、全国の市町村の行政を一定の水準に保つために、税収の少ない市町村に国が不足分を交付するお金

▼村税：村民のみなさんや法人などから納めていただくお金

▼使用料及び手数料：施設の使用や特定のサービスに対し負担していただくお金

特別会計収支(平成28年度決算見込額)

会計名	歳入金額	歳出金額
国民健康保険事業	5億7,733万3千円	5億7,675万7千円
後期高齢者医療事業	6,142万1千円	6,138万7千円
国保診療所事業	1億9,621万6千円	1億9,621万6千円
介護保険事業	6億6,956万8千円	6億6,214万3千円
介護サービス事業	3,470万2千円	3,470万2千円
簡易水道事業	7億5,955万8千円	7億4,746万6千円
貯木場等維持管理事業	4億6,414万5千円	4億2,325万4千円
十津川温泉事業	2,808万1千円	2,685万8千円
湯泉地温泉事業	1,909万3千円	1,900万7千円
財産区大字迫西川	218万3千円	218万3千円
合計	28億1,230万円	27億4,997万3千円

特別会計とは、国民健康保険や介護保険など、一般会計と区別する必要のある特定事業の会計です。保険料や使用料などの特定の収入が財源になります。

基金(平成28年度末現在高)

基金名	平成28年度末現在高
財政調整基金	19億7,137万7千円
減債基金	8億4,804万8千円
地域福祉基金	1億5,867万7千円
水と土保全基金	1,000万円
奨学基金	1,000万円
災害対策基金	1億9,280万8千円
漁業基金	4,139万9千円
ふるさと基金	3億3,565万2千円
林業振興基金	3億870万5千円
公共施設整備基金	4億653万4千円
旧貯木場運営基金	22億7,666万4千円
土地開発基金	1億3,480万4千円
高額療養費貸付基金	300万円
合計	66億9,766万8千円

基金は、特定の目的のために財産(現金、土地、物品など)を維持・運用するために条例又は法律によって設置されるものです。家計で言えば、貯金にあたります。

村債(平成28年度末借入残高)

区分	平成28年度末借入残高
一般公共事業債	190万円
公営住宅建設事業債	2,906万8千円
災害復旧事業債	1億3,968万8千円
学校教育施設等整備事業債	4,147万1千円
一般廃棄物処理事業債	1億2,463万4千円
一般補助施設整備等事業債	530万円
臨時地方道整備事業債	1億1,253万6千円
緊急防災・減災事業債	1,250万円
辺地対策事業債	838万2千円
過疎対策事業債	40億9,905万7千円
財源対策債	4,312万6千円
減税補てん債	274万2千円
臨時税収補てん債	199万1千円
臨時財政対策債	22億8,875万7千円
介護サービス施設整備事業債	893万6千円
病院事業債	3,900万円
簡易水道事業債	20億2,434万5千円
合計	89億8,343万3千円

村債は、国や金融機関などから長期に借り入れる資金のことです。村が借り入れをする理由として、道路や大規模な施設の建設に多額の費用がかかり、その年の収入だけで賄うことはできないことや、長期にわたって利用するため、後の世代の人にも公平に負担してもらおうことが挙げられます。

しかし、村債はあくまでも借金であるため、将来必ず返さなければいけません。村債残高が増えることは、財政運営の硬直化につながりかねません。

- ▼国庫支出金：特定の事業を行うために、国から交付されるお金
- ▼地方譲与税：本来地方税として徴収すべき税を国税として徴収し譲与されるお金
- 【歳出】
- ▼議会費：議会の活動にかかる経費
- ▼総務費：全般的な管理事務、徴税、戸籍、選挙事務などの経費
- ▼民生費：高齢者・障がい者福祉子育て支援、生活保護などの経費
- ▼衛生費：保健・環境衛生、ごみ処理し尿処理などの経費
- ▼農林水産業費：農林水産業の振興、生産基盤整備などの経費
- ▼商工業費：商工業の振興、観光の振興などの経費
- ▼土木費：道路、河川、住宅の管理や整備などの経費
- ▼消防費：消防・防災活動、防災基盤の整備などの経費
- ▼教育費：学校・社会教育の充実や文化・スポーツ振興などの経費
- ▼災害復旧費：被災した施設などの復旧にかかる経費
- ▼公債費：公共事業などで多額の資金が必要ときに借り入れた長期借入金返済金
- 【補足】
- ▼掲載している決算額は、9月に予定されている第3回村議会定例会で承認されてから正式に決定となります。



新十津川町児童生徒が来村

7月25日から28日まで、新十津川町児童生徒教職員母村訪問研修が行われ、新十津川町の小学生・中学生が十津川村に来村されました。

この母村訪問研修は、毎年行われ、研修中は、村の小学生や中学生との交流や木工体験、もちつき踊り体験、玉置神社の見学など、村の歴史や文化を学びました。



文化講座「大村益次郎の建軍構想」

7月8日、十津川村住民ホールで文化講座が行われ、大和大学政治経済学部専門講師の竹本知行さんが「大村益次郎の建軍構想」と題して、講演されました。

大村益次郎は、幕末維新に活躍し、後に新政府の高官として国の軍制を整えようとした人で、軍を作るにあたり「十津川郷士のような忠誠心のある軍をつくりたい」と十津川郷士を評価していたと話されました。



ひと足早い夏祭り

7月26日、湯之原の体育文化センターで、村内4つの保育所の子どもたちが一堂に会し、交流保育が行われました。

子どもたちは、出店者とお客さんに分かれて、わたがしや射的、ヨーヨーすくいなどを楽しみました。日頃は遊ぶことができない友だちとの交流に、汗をいっぱいかきながら元気にはしゃぐ子どもたちの笑顔と笑い声が体育館中にあふれていました。



村民集会・人権講演会

7月10日、十津川村住民ホールで、村民集会・人権講演会が行われました。

講演会では、人権・生き方アドバイザーの大原笑子さんが「10年後をイメージした子育て」と題して、講演されました。

大原さんは、自身の子育て体験から「子どもは小さい頃でも親をよく見ている。10年後を考えながら親が模範となる行動をしましょう」と話され、会場のみなさんは熱心に耳を傾けていました。



村民の声を村政に(村政主要事業説明会)

7月3日から19日にかけて、村内9か所で村政主要事業説明会を行いました。

更谷村長が、今年度の主な事業や国道の整備状況について説明を行い、参加された村民のみなさんから多くの意見をいただき、活発な意見交換が行われました。

村民のみなさんからいただいた意見は、次回の村報とつかわで紹介します。

地区	開催日	会場
中野村区	7月3日	上野地公民館
神納川区	7月10日	神納川地区生活改善センター
西川区北部	7月12日	重里地区生活改善センター
二村区	7月13日	北部老人憩の家
東区西部	7月13日	十津川村民ひろば
三村区	7月18日	十津川村住民ホール
西川区南部	7月18日	旧西川第二小学校
東区東部	7月19日	玉置川公会堂
四村区	7月19日	平谷地区生活改善センター

役場の職員です!



役場の職員を紹介するコーナーです。村民のみなさんよろしくお願ひします。

氏名…吉川 由一
所属…観光振興課
担当業務…観光PR業務

ひとこと…平成29年4月に十津川

村役場に採用され、観光振興課で勤務しています。村の出身でないこともあり、まだまだ地名や勝手がわからず、周囲の方々に助けていただくばかりの毎日です。観光情報を発信することで、村外に十津川村の良いところを知ってもらい、多くの観光客に来てもらえるよう努力していきますので、今後ともよろしくお願ひいたします。



新しい農業委員会がスタートしました

農業委員会等に関する法律が改正され、7月20日から村長の任命制による農業委員が就任しました。7月20日には臨時総会が招集され、更谷村長から辞令書が交付され、12名による農業委員会がスタートしました。

農業委員は、農地利用の最適化の推進や農地法等による業務を行うとともに農業者の代表として地域農業の振興にあたります。

下表の見方

写真
氏名
担当地区名

農業委員及び担当地区は次のとおりです。



(会長)平瀬 肇万

小井・湯之原・小森・
小原・武蔵



(副会長)小西 多美子

大野・小川・上葛川



泉 道夫

那知合・谷垣内・
山手・桑畑・七色



温井 正吾

上湯川・出谷



辻村 啓之

長殿・沼田原・旭・
宇宮原



向峯 周和

重里・永井・玉垣内・
今西・西中・小山手・
小坪瀬・迫西川



藤森 弘晴

平谷・榎原・猿飼・
二津野



伊葉 爲利

内野・山天・三浦・
五百瀬・杉清



玉置 久美

高滝・折立・
山手谷・込之上



増谷 周三

川津・風屋・滝川・
内原・野尻・山崎・
池穴



坂口 ひろみ

谷瀬・上野地・林・
高津



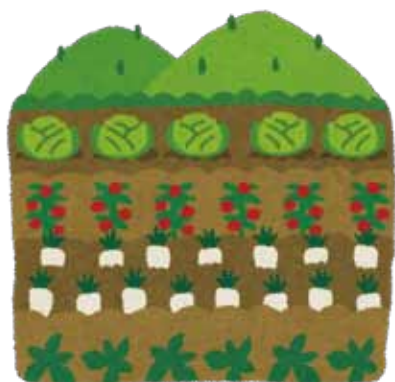
杉本 扇一

東中・神下・竹筒・
玉置川

農業委員会から お知らせ

農地(田・畑)の権利移動(売買・贈与)や権利設定(使用貸借)、転用(農地を田・畑以外の用途に変更)には、農業委員会の許可や知事の許可が必要で、許可がないと登記はできず、効力も発生しません。

また、農地の無断転用は、罰則の適用もあります。



●農地の権利移動

(農地法第3条申請)

次に該当する場合は許可されません

○権利を取得しようとする方が、権利取得後に耕作に利用すべき農地の全てを効率的に耕作することが認められない場合

○農地の権利を取得しようとする方やその世帯員などが、権利取得後、農業に常時従事することが認められない場合(作付作物の栽培に必要な期間、従事しない場合)

○取得後の耕作面積が10アール以上ない場合

○所有権以外の権限に基づき、耕作などの事業を行う方が、その土地を貸付けや質入れしようとする場合

○権利取得後に行う耕作などの事業の内容、位置や規模から見て、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域の農地など農業上の効率と総合的な利用の確保に支障を生じるおそれのある場合

※農地は、耕作しないまま取得する

ことはできません。

※親子間の生前贈与でも申請が必要です(農地法第3条)

※農業生産法人が農地を取得する場合は、追加の要件があります。

※農地取得後の耕作面積は、通常50アールですが、十津川村管内は、農地権利取得後の下限面積を10アールとして、別段の面積を定めています。

▼申請に必要な書類

- ・申請書
- ・土地の登記事項証明書(法務局)
- ・土地公図のコピー
- ・位置図
- ・通作経路図
- ・耕作証明書(農業委員会事務局)
- ・営農計画書(新規就農の場合)
- ・住民票(譲受人)

●農地の転用

(農地法第4条・第5条申請)

農地を転用(農地を耕作以外の目的に使用)する場合は、農業委員会の許可と知事の許可が必要で、農地の所有者自らの場合と、農地の所有者以外の方が行う場合は、それぞれ申請が異なりますので、ご注意ください。

▼申請に必要な書類

- ・申請書
- ・土地の登記事項証明書(法務局)
- ・土地公図のコピー
- ・事業計画など

※農地の転用は、多くの書類が必要
なため、事前に農業委員会事務局にご相談ください。

※農地法関係の申請書は、毎月25日
日が締め切り日(休日の場合は翌日)です。

(お問い合わせ)

農業委員会事務局(農林課内)

☎0746(62)0005

平成29年度 自衛官採用募集

(お問い合わせ) 自衛隊奈良地方協力本部五條地域事務所
☎0747-22-3789



自衛官候補生や一般曹候補生、航空学生を募集します。

	自衛官候補生 (任期制)	一般曹候補生 (陸上・海上・航空自衛隊)	航空学生 (海上・航空自衛隊)
対 象	18歳以上27歳未満の男女		(海上)18歳以上23歳未満の男女 (航空)18歳以上21歳未満の男女
受付期間	年間を通して随時	7月1日～9月8日	
試 験 日	(男女共通) 8月26日、27日 (男子) 9月17日、23日 (女子) 9月24日	(1次試験) 9月16日 (2次試験) 10月 7日	(1次試験) 9月18日 (2次試験) 10月中旬予定 (3次試験) 11月中旬～12月中旬
試験会場	航空自衛隊奈良基地(奈良市法華寺町)		
試験内容	筆記試験、口述試験、 適性検査、身体検査	筆記試験、適性検査(1次試験) ※2次試験で口述試験と身体 検査があります	筆記試験、適性検査 ※2次試験からは航空身体検査、 口述試験などがあります。
		2次試験の詳細は、1次試験合格発表後にお知らせします。	

平成29年度 警察官採用試験

(お問い合わせ) 奈良県警察本部警務課採用係
☎0120-351-204



奈良県警察本部では、警察官を募集します。

●第1次試験日

体力試験・(実技判定)：8月26日または27日のうち指定する1日

教養・論作文試験：9月17日

	採用予定人員		受験資格
	男性	女性	
警察官(大卒区分)	10人程度	3人程度	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した人または平成30年3月末日までに卒業見込みの人
警察官(高卒区分)	25人程度	3人程度	昭和62年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人で、警察官(大卒区分)以外の人
警察官武道(高卒区分)	1人程度	1人程度	平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人

●受付期間

郵送(簡易書留)又は受験申込先へ持参：6月23日～8月18日

インターネット(県警ホームページから)：6月23日～8月14日

●受験申込先

〒630-8578 奈良市登大路町80番地 奈良県警察本部警務課採用係

一 庁 外 一

衛生センター 63-0391 し尿処理場 63-0291
小原診療所 63-0040 上野地診療所 68-0207
歴史民俗資料館 62-0137 体育文化センター 63-0067

観光協会 63-0200 泉湯 62-0090
温泉プール 64-0762 北部保健センター 68-0017
十津川警察庁舎 63-0110

一 役場以外 一

森林館(古ル野) 62-0567 道の駅十津川郷 63-0003
滝の湯 62-0400 庵の湯 64-1100
高森の郷 64-1800 社会福祉協議会 64-0666
森林組合 64-0301 商工会 62-0132
五條消防十津川分署 64-1190 五條消防大塔分署 0747-36-0317



十津川村職員の募集

(お問い合わせ) 総務課 ☎0746-62-0001

十津川村では、次のとおり職員を募集しています。

職種	資格等(抜粋)	採用予定人数
一般事務	昭和53年4月2日から平成12年4月1日までに生まれ、大学・短大・高等学校・専門学校等を卒業した人、または平成30年3月末までに卒業見込みの人、若しくは高等学校と同等の学力を有する人	若干名
土木技術	昭和53年4月2日から平成12年4月1日までに生まれ、大学・短大・高等学校・専門学校等の土木技術系の学科を卒業した人、または平成30年3月末までに卒業見込みの人、若しくは2級土木施工管理技士以上の資格を有する人	
建築技術	昭和53年4月2日から平成12年4月1日までに生まれ、大学・短大・高等学校・専門学校等の建築技術系の学科を卒業した人、または平成30年3月末までに卒業見込みの人、若しくは1級建築士、2級建築士、木造建築士、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士(建築)のいずれかの資格を有する人	
介護支援専門員	昭和53年4月2日以降に生まれた人で、介護支援専門員名簿に登録されている人、または平成30年3月末までに登録見込みの人	
保育士	昭和58年4月2日以降に生まれた人で、保育士の資格を有する人、または平成30年3月末までに保育士の資格を取得見込みの人	
調理師	昭和58年4月2日以降に生まれた人で、調理師の資格を有する人、または平成30年3月末までに調理師の資格を取得見込みの人	
保健師	昭和42年4月2日以降に生まれた人で、保健師免許を有する人、または平成30年に実施される保健師国家試験により当該免許を取得する見込みの人	1人程度

	一般事務など(保健師を除く)	保健師
試験日時	1次試験 10月15日 8時30分～	1次試験 9月17日 8時30分～
試験場所	十津川村役場	奈良県自治研修所
受付期間等	9月1日～9月21日(必着)	8月1日～8月31日(必着)
申込書提出先	十津川村役場 総務課 人事給与係	奈良県総務部人事課人事係

※保健師は、奈良県との共同募集を行っています。奈良県ホームページ<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=9063>をご覧ください。
※詳細は、役場ホームページ<http://www.vill.totsukawa.lg.jp/>をご覧ください。か総務課までご連絡ください。

平成29年度 消防職員採用募集

(お問い合わせ) 奈良県広域消防組合消防本部人事企画課
☎0744-20-1119

奈良県広域消防組合では、平成30年4月1日採用予定の消防職員を募集します。



2018年版奈良県民手帳の予約受付を開始

(お問い合わせ) 住民課
☎0746-62-0900

花の名所は?年中行事はいつ?救急病院はどこ?
県内情報が盛りだくさん。
統計情報も掲載し、手帳としての機能も充実。
1冊500円で販売。

予約は8月31日(木)までに役場住民課へお申込みください。

なお、配付は10月下旬を予定しています。



ー 役場代表 ー ー 庁舎2階 ー ー 庁舎1階 ー ー 庁舎3階 ー
 電話 0746(62)0001 総務 62-0001 住民 62-0900・62-0911 議会事務局 62-0002
 FAX 0746(62)0210 観光 62-0004 財政 62-0903
 IPﾌｯﾝ 050-5004-6720 農林 62-0005 建設 62-0904・62-0905 ー 庁舎地下1階 ー
 050-5004-6721 教育 62-0003・62-0067 福祉 62-0901・62-0902 生活環境 62-0907
 050-5004-6722 地創 62-0910 出納 62-0906 水道 62-0908

70歳以上の みなさまへ

平成29年8月から、 高額療養費の上限額が 変わります

高額療養費制度とは、

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いただいた分を払い戻す制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

平成29年8月から、70歳以上の方の上限額が下表のように変わります。

70歳以上の方の上限額(月ごと)

どの適用区分に該当するかは、被保険者証、高齢受給者証または限度額認定証でご確認いただけます。

		平成29年7月まで		平成29年8月から	
適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の方	44,400円	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% (多数回44,400円 ^{※2})	57,600円	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% (多数回44,400円 ^{※2})
	課税所得 ^(※1) 145万円未満の方	12,000円	44,400円	14,000円 (年間上限 14万4,000円)	57,600円 (多数回44,400円 ^{※2})
住民税非課税	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円		15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

8月は、国保税(普通徴収)第3期の納期です。

納期限は8月31日ですので、納期限内に忘れず納めましょう!

— お問い合わせ —

- ▶ 国保税に関することは・・・財政課 ☎0746(62)0903
- ▶ 保険証や医療に関することは・・・住民課 ☎0746(62)0911



受給資格期間の短縮について

平成29年8月から、年金を受給するために必要な資格期間が10年となります。

※資格期間 → 保険料納付済・免除期間、合算対象期間、厚生年金などの加入期間など

制度改正の注意点

- ① 年金を受給するための年齢要件は変更ありません。
- ② 遺族の年金や障害の年金の権利を有している場合、老齢の年金を決定しても併給調整により停止となることがあります。今回の制度改正によって手続きを行っても、お客様の受け取る年金額が変わらないケースがあります。
- ③ 遺族厚生年金の受給要件は変わっていません。亡くなられた方の資格期間が25年以上あることが必要です。

※日本年金機構において、資格期間が10年以上あることが確認できた方には、お客様のご自宅あてに老齢の請求書(黄色)を発送します。

黄色の請求書が届かない方でも、任意加入の申出により期間を加えたり、合算対象期間を含めて年金を受給できる可能性がありますのでご自身の資格期間をご確認ください。

黄色の封筒
が届いた方は
年金
を受け取れます。



今すぐ
予約の
お電話を!

「ねんきんダイヤル」
0570-05-1165
(いい老後)

050で始まる電話でおかけになる場合はTel.03-6700-1165
月曜日(月曜日が休日の場合は、休日明けの初日)/8:30~19:00
火~金曜日/8:30~17:15 第2土曜日/9:30~16:00
◎土曜・日曜・祝日(第2土曜を除く)はご利用いただけません。

お問い合わせ —————▶大和高田年金事務所 ☎0745 (22) 3531
▶住民課(国民年金窓口) ☎0746 (62) 0900

不妊治療費等の助成について

村では、出産を希望する夫婦で一般不妊治療、特定不妊治療または不育治療を受けられた方を対象に、その経済的負担の軽減を図るため、治療費などを助成する事業を行っています。

対象者	<p>次のすべてに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請日の1年以上前から夫または妻が十津川村に住民票があり、かつ今後十津川村に5年以上居住予定の方 ・ 不妊症または不育症と診断され治療を受けている方 ・ 村税や保険料(税)を滞納していない方
助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人 上限100,000円 <p>夫婦で治療している場合、夫10万円まで、妻10万円まで、合計20万円までを補助します</p>
対象となる事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般不妊治療 ・ 特定不妊治療 ・ 不育治療 <p>※ 医療機関の指定はありません</p>

風しん抗体検査について

奈良県では、主にこれから妊娠を希望される方(配偶者を含む)を対象に「風しん抗体検査」を**無料**で実施しています。予防接種を受けたかどうか不明な方、風しんにかかったことが確実でない方は、お申込みください。

対象者	<p>次のすべてに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査を受ける時点で奈良県内に住民登録されている方 ・ 妊娠を希望する女性及びその配偶者 (婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含む) ・ 風しん抗体価が低い妊婦の配偶者
申し込み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良県公式ホームページ (http://www.pref.nara.jp/36138.htm) をご覧ください。 <p>※ 必ず事前の申込みが必要です。</p>

検査の申込期限：平成30年1月31日まで

検査の実施期限：平成30年2月28日まで

お問い合わせ：住民課 保健衛生係 ☎0746-62-0911



発行：林業振興対策室
TEL:0746(62)0005

今回は、昭和30年以降から現在までの十津川村の林業についてお話ししたいと思います。

【昭和30年以降の十津川村の林業】

戦後の復興需要の後、高度成長期を迎え、木材の伐採はさらに進んでいきました。また、森林開発公団による公団林道の敷設により拡大造林が進みました。そして、昭和38年には、素材生産量は25万立方

メートルに達し、十津川村の林業の最盛期を迎えました。



伐出の様子

この頃になると、伐出にはチェーンソーや架線集材機などの林業機械が導入されるようになり、生産性が向上されました。

また輸送では、これまでは全ていかだ流しにより新宮港へ輸送していましたが「猿谷分水事業」による水量の減少や「吉野・熊野総合開発」による風屋・二津野へのダム開設のため、いかだによる輸送は完全に不可能となり、その補償として、

五條及び新宮に貯木場を設置し、陸送へと移行しました。

しかし、昭和50年代以降は、木材価格の低下や木材需要の低迷による林業生産活動の停滞及び林業従事者の高齢化や林業経営費の上昇等により、森林所有者の林業経営への関心が薄れ、森林整備の対策が遅れ始めました。

その結果、平成22年には素材生産量は2,665立方メートルとなり、十津川村の林業は風前の灯火となつてしまいました。

そして、平成23年9月、紀伊半島大水害が我が村を襲い、山地崩壊箇所は75か所261ヘクタールに及びました。この平成23年の水害の経験と、国の木材利用への方針転換を契機として「林業6次産業化」を掲げ、本格的な林業再生及び適切な森林整備の取組を行い、平成28年には素材生産量は16,933立方メートルまで増加しました。

今後も素材生産量の増加及び木材利用の拡大に向け、取組を進めてまいります。



貯木場での木材市の開催



トラックによる輸送

★豆知識★

JICA(ジャイカ)とは?

JICA (独立行政法人 国際協力機構) とは、日本の政府開発援助 (ODA) を行う実施機関で、開発途上国が抱える課題の解決を支援しています。



JICA
ジャイカ
教育視察団が訪問

7月7日から8日にかけて、JICA教育行財政プログラム訪問団の方々が来村されました。視察団は、アフリカや中東などの地域でやがてそれぞれの国の教育行政を担う19人の方々に構成されており、神戸大学大学院の小川啓一教授を団長として来村され、本村の教育行政事情や学校現場の実情などを視察されました。



ジュニアリーダー研修会

7月22日から23日の二泊二日で、湯之原体育文化センターでジュニアリーダー研修会が開催されました。村内の小学4年生から6年生まで37名が参加しました。青年団を中心とした25人のリーダーも各班に分かれて、子どもたちと一緒に野外活動を行いました。研修では、五條消防十津川分署の協力による消防体験や、スイスからやってきた林業の実習生による「森の学校」で森林の勉強をしました。河原でのキャンプファイヤーや飯盒炊きさんなど貴重な体験をおとして、子どもたちは交流を深め、元気に過ごしました。

**十津川
大運動会
2017**

9月18日(月)
・開会式 8:50~
・競技 9:20~
・閉会式 14:40~
※雨天中止

十津川中学校
(大字小原460)

駐車場
・中学校下
河原駐車場
・役場駐車場

**第37回
十津川村文化祭**

参加者募集

展示やバザー、舞台発表で村の文化祭に参加しませんか?

【8月25日(金) 応募締切】

展示:11月1日(水)~3日(金)
舞台・バザー:11月3日(金)

【所】 体育文化センター(湯之原)

【問】 教育委員会事務局

☎0746 (62) 0003

人のうごき

(敬称略)

おめでた

玉置 喜一 (きいち) 男 7月 4日
父:広之 母:那津子 (折立)

ご結婚

弓場 俊武(上野地) 竹原 萌弥(五條市)
岩本 壮輔(風屋) 浦上 千佳(湯之原)
森本 敦(橿原市) 佐古希代美(小原)



善意銀行 (敬称略)

・株式会社 五伸

九州北部豪雨災害義援金のお礼

7月10日から30日まで村内10か所で行っていた義援金募金は、22万円集まり、全額を日本赤十字社に送金いたしました。

みなさまのご協力ありがとうございました。

各月第3水曜日に開催! 無料法律相談

■ 各月第3水曜日 14時~17時
(8月は第4水曜日)

■ 役場第1会議室
(場所が変更される場合があります)
※毎月3人まで相談可。(電話予約が必要です)

■ 五條本町法律事務所 北本弁護士まで
☎0747(22)8005

みなさまのご相談をお待ちしています



偶数月(4・6・8・10・12・2月)の開催になります。



とおり
孫入 桐莉ちゃん(玉垣内)
7月19日生まれ(満1歳)

ねえね二人が大好き♪
いっぱい食べて大きくなってね♪

父…陽平 母…ゆい



お誕生日おめでとう!

□ 学校活動 ○ 球技大会

6月15日に球技大会を行いました。生徒会が主体となり、アイスブレイキングで全体の緊張をほぐし、その後、学年割りのチームで、ソフトボール、ドッジボール、ソフトバレーボールの3種目の競技を行いました。スポーツを通して生徒間の親睦や連帯感を深めることができました。

○ 十津川第一小学校児童 木工体験

6月26日、十津川高校の工芸教室で森林環境教育関連事業の一環として、十津川第一小学校の児童12人が木工体験をしました。十津川の杉を使用したフォトフレームを製作し、鋸やドライバーなどの使い方や木材の性質について学習しました。高校の教員の指導のもと、児童たちは一生懸命に取り組み、とても有意義な体験になりました。



○ 壮行式

7月6日に、本校体育館で、宮城県で行われるインターハイに出場するポト部、夏の全国高校野球奈良県予選に出場する硬式野球部、近畿ビーチバレーボールジュニア大会に出場する女子バレーボール部の壮行式を行いました。選手を代表して、野球部主将の玉置大勢くんが力強い宣誓を行いました。

□ 部活動報告

○ 陸上競技部

6月15日から18日に京都市の西京極陸上競技場で行われた第70回全国高等学校陸上競技対校選手権大会近畿地区予選会に出場しました。男子砲丸投決勝で、3年生の横山和斗くんが12メートル30の記録を出し、26位という結果をおさめました。

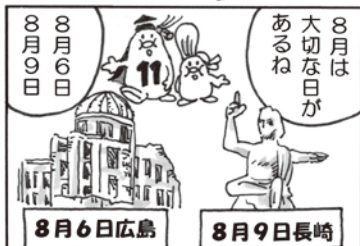
集落の絶景

滝川(内原)

写真：天野泰人さん(大字小井)



てんいち先生



診療所からお知らせ



圃小原診療所
☎ 0746(63)0040

土曜診療日 受付 / 8:30 ~ 11:15

小原診療所	
8月26日(土)	第4週
9月9日(土)	第2週
9月23日(土)	第4週
9月30日(土)	第5週

整形外科診療日 受付 / 小原 8:30 ~ 11:15
上野地 14:00 ~ 15:15

月日	診療所
8月24日(木)午前	小原診療所
9月7日(木)午前	小原診療所
9月7日(木)午後	上野地診療所
9月21日(木)午前	小原診療所

出張診療 診療時間 / 神納川・東中 14:30 ~ 15:15
玉垣内 14:00 ~ 15:30

場所	期日		
神納川地区生活改善センター	8/22(火)	9/5(火)	
東中公民館	8/31(木)	9/28(木)	
玉垣内集会所	8/29(火)	9/12(火)	9/26(火)

あとながき

▶夏本番となってきましたが、夏らしいことといえば、子どもと花火をしたぐらいで、川や海に行くこともできず、家族サービスもあまりできていません。

夏はイベントが多いので、広報のカメラを手に村内をウロウロ。ゆっくりとイベントを楽しむことができません。子どもに夏を楽しんでもらえるようなことを考えようと四苦八苦しているところです。(H・T)



the most beautiful
villages
in japan

- 人口 3,413人(+2人)
男性 1,705人(+1人)
女性 1,708人(+1人)
- 世帯数 1,821世帯(+1世帯)
【平成29年8月1日現在 ()は前月比】

